# 狩猟者の皆様へ

香川県内で、野生イノシシの死亡個体から、豚熱の感染が確認されました。 豚熱ウイルスの拡散防止に御協力をお願いします。

まず、「感染確認区域」を香川県のHPで確認してください。

豚熱に感染している野生イノシシが

発見された地点から半径10km圏内が ※香川県HP→ 「感染確認区域」となります。



- 1 「感染確認区域」で捕獲に従事したら
  - 捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は、原則として感染確認 区域外に持ち出さないこと。
  - 捕獲した野生イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近 の解体施設で当該イノシシを解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した 状態で持ち帰ること。この場合において、調理時の交差感染を防ぐため、容器は 洗浄・消毒の上で廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱し た上で廃棄すること。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、豚熱ウイルスが残存 していることから、上記同様に取り扱うこと。
  - 捕獲した野生イノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、 市場流通や他人への譲渡は行わないこと。
    - ※ただし「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従って対策を講じている場合は除く。
  - 捕獲した野生イノシシの死体の埋却等の適切な処理・消毒を実施すること。
  - 使用した靴、衣類、車両等については、感染確認区域外に出す際に消毒等すること。 と。また、作業終了後に手指の消毒を実施すること。

# 2 その他留意事項

- 当面の間、養豚場等への立入りを控えること。
- 死亡した野生イノシシを確認した際には、速やかに管轄の家畜保健衛生所に通報し、その指示を踏まえて対応すること。

通報先	電話番号	担当地域
東部家畜保健衛生所	087-898-1121	高松市、さぬき市、東かがわ市、 木田郡、香川郡
東部家畜保健衛生所小豆支所	0879-62-0359	小豆郡
西部家畜保健衛生所	ロ8 / /ートソーロロンロ	丸亀市、坂出市、善通寺市、 綾歌郡、仲多度郡
西部家畜保健衛生所西讃支所	0875-62-6109	観音寺市、三豊市

### 問合せ先

# 【狩猟関係】

香川県環境森林部みどり保全課鳥獣対策グループ (電話番号 087-832-3212)

### 【豚熱関係】

香川県農政水産部畜産課衛生環境グループ (電話番号 087-832-3428)